

研究活動に係る不正行為等の防止に向けて(基本方針)

神奈川大学長

神奈川大学では、社会の信頼に応えるために、研究者として遵守すべき事項を神奈川大学研究倫理綱領として制定し、また、競争的研究費をはじめとした公的研究費の不正使用の防止に向けては、各種規程の整備と不正防止計画を策定し、不正防止に向けた活動を着実に実行しています。

昨今、研究における不正行為、公的研究費の不正使用等が、大きな社会問題となっています。本学としましては、社会に対する大学の責任を果たすため、これら研究活動に係る不正行為等の防止に関する対応を以下のとおり定めており、これを遵守、推進していくことで社会の信頼に応えていきます。

【研究活動に係る不正行為等の防止のための管理・推進体制の明確化】

本学における研究活動を適正に実施するため、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者をそれぞれ以下のように定め、適切に指導性を発揮します。

(責任体系図参照)

1. 学長は、最高管理責任者として本学全体を統括し、不正行為等の防止について最終責任を負う。
2. 総合学術研究推進委員会副委員長は教学部門の、事務局長は事務部門の、それぞれの統括管理責任者として学長を補佐し、不正防止対策の基本方針に基づき、具体的な対策を策定・実施する。
3. 各学部長、大学院各研究科委員長、各研究所長、言語研究センター所長、アジア研究センター所長、図書館長及び事務局の研究費の支出に関係する部局の各部署長は、統括管理責任者の指示の下、コンプライアンス推進責任者としてその所掌する各教学部門及び各部局における不正行為等の防止のための具体的な管理監督を行う。

【適正な運営・管理の基礎となる環境の整備】

コンプライアンス教育及び研究倫理教育等を着実に実施し、神奈川大学研究倫理綱領の周知や、ルールの理解不足による公的研究費の不正使用等の防止を図ります。

【不正行為等を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定と実施】

不正行為等の発生要因を把握し、発生要因に対する不正防止計画を策定する不正防止計画推進委員会を設置し、計画を推進するとともに、検証を行い、計画の見直しを常に行います。

【相談窓口・通報窓口の設置】

研究活動における不正行為等に対応できるようにするため、研究活動に係るルールや不正行為等に関する相談を受付ける相談窓口及び不正行為等が発生するおそれや、すでに発生してしまった場合に通報を受付ける通報窓口を下記のとおり設置します。

○相談窓口

神奈川大学 研究推進部

住所：神奈川県横浜市神奈川区六角橋3-27-1

TEL：045-481-5661

E-mail：kenkyu-soudan@kanagawa-u.ac.jp

対応者：研究推進部長（不正行為等に関する相談）

○通報窓口

神奈川大学 研究推進部

住所：神奈川県横浜市神奈川区六角橋3-27-1

TEL：045-481-5661

E-mail：kenkyu-tsuhou@kanagawa-u.ac.jp

対応者：研究推進部長（不正行為等が発生するおそれや、すでに発生してしまった場合の通報）

【モニタリングのあり方】

公的研究費の適正な運営・管理を徹底するため、機関全体の視点からのモニタリングを実施します。また、内部監査室は、監事、会計監査人と連携して、機関全体のモニタリングが有効に機能する体制となっているか否かの確認・検証を行うとともに、リスクアプローチ監査を実施し、恒常的に組織的牽制機能の充実・強化を図ります。

【各種規程等の整備と公表】

神奈川大学研究倫理綱領、神奈川大学における研究に係る不正行為等の防止及び対応に関する規程、不正防止計画をはじめとする研究に関し本学で定めた各種規程等については、最新の法令、指針、ガイドライン等に沿って随時見直すとともに、その内容を学内外に公表し、社会的説明責任を果たします。